

首都直下地震埼玉県道路啓開調整会議 規約

(名称)

第1条 本会議は、首都直下地震埼玉県道路啓開調整会議（以下「調整会議」）と称する。

(目的)

第2条 調整会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、首都直下地震発生時における埼玉県の発災初期（48時間程度）の道路啓開計画を策定するとともに、初動対応を円滑かつ確実に実施できるよう、関係機関において検討し認識の共有を図るとともに、防災対策の習熟と関係機関の連携強化を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 調整会議は、第2条の目的を達成するために、道路啓開に関係する各行政機関、各種団体を持って組織する。

- 2 調整会議には座長を置き、座長は埼玉県県土整備部県土整備政策課政策幹とする。
- 3 座長に事故がある場合は、座長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
- 4 調整会議の構成は、別表のとおりとする。

(調整会議の開催)

第4条 調整会議は、構成員からの請求により開催する。

(意見の聴取等)

第5条 調整会議は、目的達成のため必要と認めたときは学識経験者、関係機関団体等の職員から意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 事務局は、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所管理第二課及び埼玉県県土整備部県土整備政策課に置く。

(その他)

第7条 その他この規約に定めがないものは、事務局が構成員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 本規約は、平成28年9月16日から適用する。
- 2 本規約は、令和2年8月27日から適用する。
- 3 本規約は、令和4年7月7日から適用する。
- 4 本規約は、令和7年3月24日から適用する。

別 表（第3条添付）

■首都直下地震埼玉県道路啓開調整会議 構成機関

構成機関	所 属	役 職
国土交通省関東地方整備局	大宮国道事務所	所長
国土交通省関東地方整備局	北首都国道事務所	所長
埼玉県	危機管理防災部災害対策課	課長
埼玉県	県土整備部県土整備政策課	政策幹
埼玉県	県土整備部道路環境課	課長
埼玉県警察本部	交通部交通規制課	理事官兼課長
埼玉県警察本部	警備部危機管理課	課長
さいたま市	総務局危機管理部防災課	課長
さいたま市	建設局土木部道路環境課	課長
東日本高速道路株式会社関東支社	所沢管理事務所	所長
東日本高速道路株式会社関東支社	加須管理事務所	所長
東日本高速道路株式会社関東支社	三郷管理事務所	所長
首都高速道路株式会社	保全・交通部防災対策課	課長
陸上自衛隊	第32普通科連隊3科	科長
東京電力パワーグリッド株式会社	埼玉総支社道路設備渉外グループ	グループマネージャー
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部	災害対策室	室長
東京ガスネットワーク株式会社	埼玉導管ネットワークセンター維持管理グループ	課長
一般社団法人埼玉県建設業協会		会長
埼玉県レッカー事業協同組合		理事長

【事務局】

機 関	所 属	役 職
国土交通省関東地方整備局	大宮国道事務所管理第二課	—
埼玉県	県土整備部県土整備政策課	政策担当